

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十二号

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表の一中

九条	大和郡山市九条町
小泉	小泉町

を

小泉	大和郡山市小泉町
----	----------

に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。